

小牧市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市屋外広告物条例(令和7年小牧市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条及び第6条第5項から第8項までの許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 屋外広告物許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可を受けようとする屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)が別表第2の2(3)から(7)までに掲げる広告物又は掲出物件(以下「簡易な広告物等」という。)であるときは、この限りでない。

(1) 設計図(位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図等)

(2) 仕様書(形状、寸法、構造等)

(3) 色彩広告面模写図

(4) 建築物に掲出物件を設置しようとする場合にあっては、建築物の立面図及び構造図

(5) 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあっては、当該表示又は設置について、その承諾を得たことを証する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(適用除外)

第3条 条例第6条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号、第2号及び第4号、第4項並びに第9項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第6条第7項に規定する公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものは、国又は地方公共団体が表示し、若しくは設置し、又は管理する案内図板、掲示板その他これらに類するものとする。

(通知免除の基準)

第4条 条例第6条第10項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 官公署の建物又はその敷地内に広告物を表示し、又は掲出物件を設

置する場合

(2) 表示する広告物又は設置する掲出物件の広告表示面積が 5 平方メートル以下である場合

(国又は地方公共団体の通知)

第 5 条 条例第 6 条第 10 項の規定による通知は、屋外広告物通知書によるものとする。

2 屋外広告物通知書には、第 2 条第 2 項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(許可の期間)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項 (条例第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。) の許可の期間は、簡易な広告物等については 3 月以内、それ以外の広告物及び掲出物件については 3 年以内とする。

(更新許可の申請)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の 14 日前までに屋外広告物更新許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 屋外広告物更新許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 屋外広告物安全点検報告書 (許可期間の満了の日前 3 月以内に実施した条例第 14 条第 1 項の規定による点検に係るものに限る。)

(2) 広告物又は掲出物件のカラー写真 (許可期間の満了の日前 3 月以内に撮影したものに限る。)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(軽微な変更等)

第 8 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物又は掲出物件をその許可当時の表示内容、意匠、色彩、形状又は許可に特に付けられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り変えるとき。

(2) 掲出物件の位置及び形状を変更することなく、広告物を短期間に定期的に変更するとき。

(変更等の許可の申請)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定により、変更又は改造の許可を受けよ

うとする者は、屋外広告物変更等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 屋外広告物変更等許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第2条第2項各号に掲げる図書のうち変更又は改造に係るもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(許可の基準)

第10条 条例第11条の許可の基準は、別表第2のとおりとする。

(許可の公表)

第11条 条例第12条の規則で定める許可の公表は、小牧市のホームページに次に掲げる事項を掲載する方法によるものとする。

(1) 広告物又は掲出物件の表示箇所又は設置場所

(2) 広告物又は掲出物件の許可等の期間及び番号

(点検)

第12条 条例第14条第1項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第3のとおりとする。

2 条例第14条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貼紙、貼札（これらに類する広告物を含む。以下同じ。）及び広告旗（広告の用に供する旗をいう。以下同じ。）

(2) 条例第6条第1項各号及び第2項第4号から第7号までに掲げる広告物又は掲出物件

(3) 条例第6条第4項又は第10項の規定に該当する広告物又は掲出物件

3 条例第14条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さが4メートルを超えるものとする。

(1) 広告板、広告塔及びアーチ

(2) 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

(3) 建築物又は工作物の壁面広告（映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。）

(4) 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

(5) アーケード広告

4 条例第14条第2項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士の資格を有する者
- (2) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条の 5 第 1 項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として市長が定める者

（許可の取消し）

第 13 条 市長は、条例第 18 条の規定による許可の取消しをしたときは、取消しの理由を付して屋外広告物許可取消通知書により当該許可を受けた者に通知するものとする。

（身分証明書）

第 14 条 条例第 19 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

（管理者等の届出）

第 15 条 条例第 22 条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める届によるものとする。

条例第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出	屋外広告物管理者等設置等届出書
条例第 22 条第 3 項の規定による届出	屋外広告物設置者等の氏名等変更届出書
条例第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定による届出	屋外広告物除却等届出書

（公表の方法）

第 16 条 条例第 23 条第 3 項の規定による公表は、小牧市公告式条例（昭和 30 年小牧市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する方法により行うものとする。

（雑則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表第 3 の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、改正後の小牧市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に違反することとなるものについては、新規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から 3 年間（小牧市屋外広告物条例（令和 7 年小牧市条例第 4 1 号）の規定により許可を受けているものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。ただし、当該広告物又は設置されていた掲出物件を変更し、又は改造するとき（軽微な変更又は改造をするときを除く。）は、この限りでない。

別表第 1（第 3 条関係）

- 1 条例第 6 条第 2 項第 1 号の場合
 - (1) 条例第 3 条各号（同条第 1 3 号を除く。）に掲げる地域又は場所においては、広告表示面積の合計が 1 0 平方メートル以下であること。
 - (2) 条例第 3 条第 1 号の地域においては、ネオンサイン等及び点滅する電飾設備を使用していないこと。
 - (3) 条例第 3 条第 1 号の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。
 - (4) 条例第 3 条各号（同条第 1 3 号を除く。）に掲げる地域又は場所以外の地域においては、広告表示面積の合計が 2 0 平方メートル（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域では、1 0 平方メートル）以下であること。
 - (5) 特定の商品名等を誇張して表示していないこと。
 - (6) 蛍光塗料を使用していないこと。
 - (7) 別表第 2（2 (1) ア、2 (1) イ、2 (1) ウ(エ)、2 (1) キ、2 (6) ア及びイ、2 (8)並びに 2 (9)を除く。）に定める基準に適合していること。

2 条例第6条第2項第2号の場合

- (1) 広告表示面積の合計が3平方メートル以下であること。
- (2) 別表第2の1、2(1)ウ(ウ)、2(1)オ(ア)及び2(1)カ((ア)を除く。)に定める基準に適合していること。

3 条例第6条第2項第3号の場合

- (1) 工事期間中に限り表示されること。
- (2) 宣伝の用に供しないこと。

4 条例第6条第3項第1号の場合

別表第2の1及び2(2)に定める基準に適合していること。

5 条例第6条第3項第2号の場合

- (1) 広告表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
- (2) 別表第2の1及び2(1)オ(ウ)に定める基準に適合していること。

6 条例第6条第3項第4号の場合

- (1) 周囲の景観と調和していること。
- (2) 宣伝の用に供しないこと。

7 条例第6条第4項の場合

- (1) 表示又は設置の期間が3月以内であること。
- (2) 表示又は設置の期間の始期及び終期並びに設置者又は管理者の氏名及びその連絡先を明示していること。
- (3) 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあっては、当該表示又は設置についての承諾を得ていること。
- (4) 別表第2の1及び2(3)から(7)までに定める基準に適合すること。

8 条例第6条第9項の場合

- (1) 広告表示面積が表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの3分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。
- (2) 1施設又は1物件に1個であること。
- (3) 別表第2の1、2(1)ウ(ウ)及び(オ)、2(1)カ(イ)から(エ)まで並びに2(2)イに定める基準に適合していること。

別表第2（第10条関係）

1 共通基準

- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、デザイン性に優れたものにするよう努めること。

- (2) 周囲の環境を損なわない落ち着いたものにすること。
- (3) 高彩度色を過度に使用していないこと。
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- (5) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- (6) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。
- (7) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- (8) 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないこと。
- (9) 交通を妨害するような位置に表示し、又は設置していないこと。
- (10) 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2 個別基準

- (1) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類するもの

ア 道路及び鉄道の市長が別に告示で指定する区間に設置する広告板及び広告塔

(ア) 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

(イ) 地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。

イ 道路及び鉄道に接続する地域で、市長が別に告示で指定する区域（以下「指定区域」という。）に設置する広告板及び広告塔（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件（以下この表において「自家用広告物」という。）及び自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件であつて自家用広告物以外のもの（以下この表において「管理用広告物」という。）を除く。）

(ア) 規模及び設置する位置は、次のとおりとすること。

種別	指定区域のうち高速自動車国道に接続する区域	指定区域のうち高速自動車国道以外の道路及び鉄道に接続する区域
----	-----------------------	--------------------------------

	広告板	広告塔	広告板	広告塔
幅又は長さ	20メートル以下	5メートル以下	15メートル以下	3メートル以下
地表からの高さ	10メートル以下	20メートル以下	10メートル以下	15メートル以下
広告表示面積	50平方メートル以下	50平方メートル以下	35平方メートル以下	35平方メートル以下
路端からの距離	500メートル以上	500メートル以上	100メートル以上	100メートル以上
広告物相互の間隔	300メートル以上	300メートル以上	50メートル以上	50メートル以上

(イ) 指定区域に設置するもののうち、道標、案内図板その他公共的目的をもったもの又は公衆の利便に供することを目的とするものについては、次のとおりとすること。この場合において、(ア)の規定は、適用しない。

- a 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。
- b 地表からの高さは、5メートル以下とすること。
- c 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。
- d 脚部に広告を表示していないこと。
- e 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。

(a) 事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限ること。

(b) 1事業所に原則として1個とすること。

(ウ) 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

(エ) 地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。

ウ アに規定する区間及び指定区域以外の地域の広告板、広告塔及びアーチ並びに指定区域の広告板及び広告塔（自家用広告物又は管理用広告物に限る。）

(ア) 広告表示面積は、広告板にあつては35平方メートル以下、広

告塔及びアーチにあっては50平方メートル以下とすること。

(イ) 地表からの高さは、10メートル以下とすること。

(ウ) 脚部に広告を表示していないこと。

(エ) 道路を横断するアーチにあっては、その下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(オ) 地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。

エ 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下とすること。

(イ) 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は20平方メートル以下で、地表からの高さは10メートル以下とすること。

オ 建築物又は工作物の壁面広告

(ア) 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。

(イ) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあるものの広告表示面積は、20平方メートル以下とすること。

(ウ) 1壁面には、同一内容のものは1個とすること。

カ 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

(ア) 1個の広告表示面積は、15平方メートル以下とすること。

(イ) 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1メートル以下とすること。

(ウ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(エ) 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。

(オ) 交通信号機から50メートル以内のところでは、ネオンサイン

等を使用しないこと。

キ アーケード広告

(ア) 屋根の下面につり下げるものは、広告表示面積は3平方メートル以下で、板状又は箱状の不燃構造体とすること。

(イ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(ウ) 柱及び軒先には広告を表示しないこと。

(エ) 原則として同一商店街では規格を統一すること。

(2) 電柱及び街灯柱を利用する広告

ア 電柱広告

(ア) 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面又は地表から1.2メートルより3.4メートルの高さに表示すること。

(イ) 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱1本当たりの総表示面積は、1平方メートル以下とすること。

(ウ) 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること（歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から5メートル以上とする場合を除く。）。

(エ) 添加するものは、電柱1本につき1個とすること。

(オ) 添加するものは、横0.45メートル、縦1.2メートル以下で、垂直に電柱から0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。

(カ) 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあっては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(キ) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

イ 街灯柱広告

(ア) 街灯柱1本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、1個とすること。

(イ) 塗り付けるものは、横 0.3 メートル、縦 0.8 メートル以下で、その下端の高さは路面又は地表から 2.5 メートル以上とすること。

(ウ) 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。

(エ) 添加するものは、横 0.45 メートル、縦 0.9 メートル以下で、厚さ 0.15 メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。

(オ) 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあっては 3 メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。

(カ) 添加するものは、交通信号機から 50 メートル以内のところでは、ネオンサイン等を使用しないこと。

(キ) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

(3) 貼紙及び貼札

ア 貼紙の大きさは、1.5 平方メートル以下とすること。

イ 貼紙は、容易に除却できるような方法で表示すること。

ウ 貼札の大きさは、0.3 平方メートル以下とすること。

エ 貼札は、同一壁面には 2 枚以内とすること。

(4) 広告旗

ア 表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。ただし、添加するものの表示面の大きさは、横 0.45 メートル、縦 0.9 メートル以下とすること。

イ 添加するものを除き、地上から上端までの高さは、3 メートル以下とすること。

ウ 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては 2.5 メートル以上、その他の道路にあっては 4.5 メートル以上とすること。

エ 添加するものを除き、倒伏しないように表示すること。

オ 3 本以上並列する場合は、等間隔に並べること。

(5) 立看板（これに類する広告物又は掲出物件を含む。）

- ア 表示面の大きさは、横 0.9 メートル、縦 1.8 メートル以下とすること。
- イ 脚の長さは、0.3 メートル以下とすること。
- ウ 併用広告は、下端に表示すること。
- エ 倒伏しないように表示すること。
- オ 3 枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。

(6) 広告幕（これに類する広告物を含む。）

- ア 道路を横断するものは、幅 1 メートル以下とすること。
- イ 道路を横断するものの下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、4.5 メートル以上とすること。
- ウ 一辺の長さ 15 メートル以下、広告表示面積 22.5 平方メートル以下とすること。
- エ 建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。
- オ 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

(7) アドバルーン

- ア 掲揚高度は、地表から 20 メートル以上 45 メートル以下とすること。
- イ 添加する広告は、幅 1.5 メートル、長さ 15 メートル以下の網に布片等で表示し、主綱に十分緊結すること。
- ウ 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。
- エ 地表面に対する傾斜角度が 45 度以下となる強風時には、掲揚しないこと。
- オ 掲揚作業及び降下作業時の危険防止の措置がとられていること。

(8) 条例第 6 条第 5 項に規定するもののうち条例第 3 条各号（同条第 13 号を除く。）に係るもの

- ア 広告表示面積の合計が 20 平方メートル以下であること。
- イ 条例第 3 条第 1 号の地域においては、ネオンサイン等及び点滅する電飾設備を使用していないこと。
- ウ 条例第 3 条第 1 号の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。
- エ 蛍光塗料を使用していないこと。

オ (1)から(7)まで ((1)ア、(1)イ、(1)ウ(エ)、(1)キ並びに(6)ア及びイを除く。)に定める基準に適合していること。

(9) 条例第6条第5項に規定するもののうち条例第3条第13号にかかるもの

ア 彩度の低い色彩の使用面積が1個の広告表示面積の2分の1以上であること。

イ ネオンサイン等及び点滅する電飾設備を使用していないこと。

ウ 蛍光塗料を使用していないこと。

エ (1)から(7)まで ((1)ア、(1)イ、(1)ウ(エ)、(1)キ並びに(6)ア及びイを除く。)に定める基準に適合していること。

(10) 条例第6条第6項に規定するもの

ア 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。

イ 地表からの高さは、5メートル以下とすること。

ウ 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。ただし、広告物の表示、掲出物件の設置若しくは広告物若しくは掲出物件の管理（以下「広告物の表示等」という。）をし、又は広告物の表示等に係る費用を負担するもの（以下「広告物の表示者等」という。）の名称、所在地、事業案内その他これらに類するもの（以下「名称等」という。）を併せて表示する場合における当該名称等を表示する部分の表示内容については、この限りでない。

エ 広告物の表示者等の名称等を併せて表示するものについては、次のとおりとすること。

(ア) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又は掲出物件であること。

(イ) 表示又は設置の場所が条例第3条第1項第7号の区間内、同項第8号の区域内の道路及び鉄道の区間内、同項第9号の区域内、同項第10号の敷地内又は同項第13号の地区内であること。

(ウ) 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の広告表示面積が広告表示面積の合計の10分の3以下であること。

(エ) 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の1者当たりの広告表示面積が0.5平方メートル以下であること。

オ 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。

(ア) 条例第 3 条第 1 項第 7 号の区間から当該事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限ること。

(イ) 表示又は設置の場所が、条例第 3 条第 1 項第 8 号の区間で、かつ、表示又は設置の場所から当該事業所までの距離が 1 キロメートル以内とすること。

(ウ) 1 事業所等に原則として 1 個とすること。

カ 条例第 3 条第 1 項第 7 号の区間及び同項第 8 号の区域に設置する広告板及び広告塔の形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

キ (1) から (6) まで ((1) イ、(1) ウ (ア) 及び (イ)、(1) エ (イ)、(1) オ (イ)、(1) カ (ア) 及び (5) ウ を除く。) に定める基準に適合していること。

(11) 条例第 6 条第 8 項に規定するもの

ア 当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する団体が広告料を受ける場合は、その広告料はその全部又は一部を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てること。

イ 表示又は設置の期間が 3 月以内であること。ただし、自家用広告物若しくは管理用広告物又は市長が公益上必要と認めるものは、この限りでない。

ウ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与すると市長が特に認めたものであること。

エ 当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置について関係機関との調整がなされたものであること。

(12) 光の投影により建築物等に直接表示される広告物

ア 景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと。

イ 光源から投影面までの間（以下「投影経路」という。）に道路が含まれる場合は、投影経路が道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 12 条に定める建築限界を侵さないこと。

ウ 光によって交通信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないこと。

エ 投影面は、(1) から (7) までに定める基準に適合していること。

別表第 3 （第 12 条関係）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	(1) 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 (2) 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 (3) 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	(1) 鉄骨接合部分(溶接部及びプレート)の腐食、変形及び隙間の有無 (2) 鉄骨接合部品(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無
取付部	(1) アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 (2) 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 (3) 取付対象部分(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常の有無
広告板及び文字	(1) 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 (2) 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 (3) 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	(1) 照明装置の不点灯及び不発光の有無 (2) 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 (3) 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	(1) 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品)の腐食及び破損の有無 (2) 避雷針の腐食及び損傷の有無

別記様式（第 1 4 条関係）

（表）

No.
屋外広告物立入検査員証
所属
職名
氏名
年 月 日生
年 月 日交付
小牧市長
印

（裏）

小牧市屋外広告物条例（抜粋） （立入検査等） 第 1 9 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

備考 用紙の大きさは、縦 8 0 ミリメートル、横 6 0 ミリメートルとする。